

令和 7 年 5 月 2 0 日

民生環境常任委員協議会会議概要

委 員 長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和7年5月20日（火曜日）午前9時59分～午前10時55分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

（1）令和7年第2回定例会提出予定案件

①専決処分の報告について

②黒石地区清掃施設組合の解散について

③黒石地区清掃施設組合規約の変更について

（2）その他

①青森市熊の出没に関する対応マニュアルの見直しについて

②青森市清掃工場破碎選別処理施設の再稼働について

③可燃ごみの排出状況について

④統合新病院に関する懇談について

○出席委員

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

委員 小 熊 ひと美

委員 山 田 千 里

委員 万 徳 なお子

委員 木 村 淳 司

委員 竹 山 美 虎

委員 小豆畑 緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩 文

福祉部長 白 戸 高 史

こども未来部長 大久保 綾 子

保健部長 千 葉 康 伸

市民病院事務局長 今 国 弘

浪岡振興部長 奈 良 英 文

環境部次長 齊 藤 寿 一

福祉部次長 福 島 清 裕

こども未来部次長 太 田 直 樹

保健部次長 福 士 秀 徳

市民病院事務局次長 小 鹿 正 憲

保険予防課長 松 島 豊

市民病院事務局総務課長 須 藤 静 路

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 山 下 貴 子

○関貴光委員長 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、所管事項の報告に係る質疑応答のため、奈良浪岡振興部長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和7年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いします。

最初に、「専決処分の報告について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）専決処分について御報告申し上げます。

本件につきましては、令和7年3月6日開催の本委員会で御報告いたしました、公用車の事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分であり、令和7年第2回青森市議会定例会への提出を予定しているものであります。

お手元の資料を御覧ください。

事故発生日時は、令和7年2月20日木曜日、午前10時30分頃で、最終処分場にごみを搬入した後、青森市街地へ向かうごみ収集車と公用車が接触した事故であります。事故発生場所は、青森市大字新城字平岡の市道上であり、青森県立つくしが丘病院から800メートルほど岩渡方面に進行した位置となっております。

事故の状況であります。駅前庁舎から青森市清掃工場に戻る途中、積雪のため道路の幅員がすり鉢状に狭くなっていた場所で、相手方車両とすれ違う際に双方の車両後部右側同士が接触したことにより、市車両は後部右側ピラーを破損し、相手方車両は後部右側チェーンカバーを破損したものであります。

専決処分の内容としましては、相手方に対する損害賠償として市が相手方車両の修理費12万4839円を負担することで5月12日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。

なお、損害賠償に係る費用及び公用車の損害額につきましては、全額、市が加入する全国市有物件災害共済にて対応することとしております。

報告は、以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「黒石地区清掃施設組合の解散について」及び「黒石地区清掃施設組合同規約の変更について」の2件については関連がありますので、一括で報告を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）黒石地区清掃施設組合の解散及び規約の変更について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」ですが、浪岡地区の一般廃棄物を処理している黒石地区清掃施設組合は、今年度末をもってごみ処理場の共同処理を終了し、令和8年3月31日をもって解散することが決まっており、この解散に伴い事務の承継に係る規定を追加する必要が生じております。

組合の解散及び規約の変更につきましては、関係地方公共団体の協議により定めることされており、協議に当たりましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経なければならないとされていることから、組合の解散及び規約変更に係る2つの議案について令和7年第2回定例会に提案するものであります。

「2 改正等の概要」ですが、「(1) 組合の解散」につきましては、令和8年3月31日をもって黒石地区清掃施設組合を解散するものであります。

「(2) 規約変更（黒石地区清掃施設組合規約）」につきましては、現行の組合規約に、組合の解散に伴う事務の承継については、加入市町村の議会の議決を経てする協議によりこれを定める旨を追加するものであります。

なお、事務の承継に係る規定につきましては、第2回定例会で御審議いただき、県知事からの許可を受け規約の改正が整った後、第3回定例会において、具体的な事務の承継等に係る議案を改めて提案させていただく予定としております。

「3 施行日」についてですが、組合の解散につきましては令和8年3月31日、規約の変更につきましては青森県知事の許可のあった日としております。

最後に「4 今後の予定」ですが、構成する各市町村で御議決いただいた後、8月に構成市町村長による協議書の締結を行い、県知事へ届け出、また、9月には構成市町村議会において財産処分・事務の承継に関する議案の審議をいただいた上で、10月には協議書の締結を行い、令和8年3月31日をもって黒石市地区清掃施設組合の解散を予定しており、4月からは、青森市清掃工場において浪岡地区の一般廃棄物の処分を開始する予定となっております。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 念のためお尋ねしますが、浪岡地区のごみの一部有料化と、今回の案件は関係ないんですか。

○関貴光委員長 浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 今回の黒石地区の施設組合の解散については、これまでに今年度いっぱい終了することが決まっていたものですから、それに基づいて進めるものです。

○万徳なお子委員 関係ないと。

〔奈良英文浪岡振興部長「はい」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 万徳委員よろしいですか。

○万徳なお子委員 いいです。

○関貴光委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和7年第2回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「青森市熊の出没に関する対応マニュアルの見直しについて」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 青森市熊の出没に関する対応マニュアルの見直しについて、御報告いたします。

資料を御覧ください。

最初に、「1 マニュアル改訂の経緯」について御報告させていただきます。

ツキノワグマの出没件数・人身被害件数につきましては、令和6年度の出没件数は120件、人身被害が2件と市で統計を取りはじめました平成24年度以降過去最高となっており、令和6年度においては本市で初めて八甲田地区で死亡事故が発生したことを踏まえて、ツキノワグマの出没時により迅速かつ的確に対応するため、改めて関係機関の役割や行動フロー等を明確化するマニュアルの改訂を実施したものであります。

次に、「2 マニュアル改訂の主な概要」についてですが、関係機関の意見を聴取した上で、令和7年4月1日付でマニュアルの改訂を実施したところであり、改訂したマニュアルについては資料1、マニュアルの新旧対照表については資料2でのおりとなっております。後ほど御覧いただければと思います。

それでは、マニュアル改訂の主な概要について説明いたします。

「(1)『マニュアル名』の変更について」ですが、マニュアル中の熊を正式名称でありますツキノワグマに変更しております。

「(2)『課名』等の変更」についてですが、機構改革等に伴う課名等の変更を実施しており、変更内容の例としては環境政策課を環境保全課に、福祉部子育て支援課を子ども未来部子育て支援課にするなどの変更となっております。

「(3)『関係機関』の追加」ですが、ツキノワグマの出没対応に係る関係機関を整理・明確化しており、内容としましては関連する庁内の農林水産部農業政策課、環境部各課、庁内関係各課のほか、猟友会、青森県、警察署、消防本部、環境省や森林管理署の関係機関を明確化するとともに、令和6年度の八甲田地区の被害を踏まえて、十和田八幡平国立公園の特別保護地区となっている八甲田地区での捕獲に係る環境省の捕獲許可や森林管理署の国有林における入林届受理などの役割等も記載しております。

「(4)『クマ目撃注意喚起対応フロー』の追加」であります。これまで実施しておりました看板設置やSNSでの注意喚起等の対応の流れについて、フローにより整理・明確化しており、詳細については別紙1「クマ目撃注意喚起対応フロー」

のとおりとなっております。

「(5)『有害鳥獣出没対応連絡票』の追加」についてですが、市民等から熊の出没の通報を受けた場合の必要な情報を漏れなく収集するために、ツキノワグマ以外の鳥獣も含めて共通の様式を明確化したものであります。詳細については、マニュアルの別紙2、有害鳥獣出没対応連絡票のとおりになっております。通報者の情報、目撃日時、目撃場所、頭数、体長、目撃時の状況、被害状況などを記載する様式となっております。

「(6)『クマ目撃捕獲対策フロー』の追加」についてですが、これまで実施しておりました捕獲等の対応について、フローにより整理・明確化したものであり、詳細についてはマニュアルの別紙3、「クマ目撃捕獲対策フロー」のとおりに、フローでも関係機関を整理するとともに、目撃などの通報があった際の注意喚起実施後に、人身被害が発生していることや現在も熊がいるなどの緊急性が高い場合の緊急対応や緊急性が低い場合の状況調査、継続性の判断、箱わなの設置など捕獲対策の流れをフローにより記載しております。

「(7)『警察官職務執行法による銃の使用』及び『刑法による緊急避難による銃の使用』の追加」についてですが、住宅地等における銃猟における捕獲は、鳥獣保護管理法により基本的に禁止されておりますが、警察官職務執行法第4条第1項の適用による警察官の命令による銃猟や刑法第37条の措置による緊急避難での銃の使用の場合は、住宅地等での熊の捕獲が可能なことから、それらを整理・明確化するものであり、追加内容及び参考として警察官職務執行法、刑法を記載しております。

なお、令和7年4月18日に一定の条件を満たせば自治体の判断で市街地でも銃猟を可能にする鳥獣保護管理法の一部改正が参院本会議で可決・成立し、施行日は交付から6か月以内とされるとともに、今後、国からガイドライン等が示される予定とされていることから、市でも今年度中に鳥獣保護管理法の改正を反映したマニュアルの見直しを予定しているところでございます。

最後に、令和7年4月における青森市のツキノワグマの出没件数は、4月末現在であります。6件と前年度の2倍となっており、県内全体といたしましては、4月のツキノワグマの出没件数33件が、過去5年間における平均値の15.4件の約2.14倍となったため、青森県において5月1日付でツキノワグマ出没警報を発表したところであります。市としても情報を共有し、人身及び農林水産物の被害防止につなげるために国・県・市の関係機関による青森市ツキノワグマ被害防止連絡会議を開催する予定であります。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 今、被害防止ということがありましたけれども、今回のマニユ

アルは、熊の本体が目撃されてからの対応マニュアルだと思うんですけれども、例えば地域の人でリンゴ園に行った時に、木に明らかに熊の爪が、あるいはふんが落ちていると。そういった目撃情報を集めるような取組はされていますか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 先ほどマニュアルで御説明しましたとおり、第一報が例えば、農林水産関係の被害であれば農林水産部に報告が入ったり、あるいは環境部に報告するような形になるかと思います。その際にマニュアルにも規定しております連絡票をもって、関係部署のほうに情報共有していくと。さらに市民や、周辺の住宅地に関しては、チラシ等配布、さらにはSNS等で周知徹底していくというふうなことがマニュアル上で示されているところであります。

〔万徳なお子委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 別な角度で、最悪、町なかに出てきたときの銃の使用というところが、4月18日の法改正で簡素化されたということは、いいことというか、特徴だと思うんですけれども、ちなみに、自治体の職員で銃の使用の有資格者はいらっしゃいますか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 猟友会に属している方がおられるというふうには聞いておりますけれども、先ほど御説明したとおり市街地の銃の使用というのは、被害が周辺に及ぶ2次被害の可能性も十分ありますので、その辺りがまだ国のほうでどういう対策を取りながら、そういった規制緩和に向かうのかというのが、今後ガイドラインで示されていくと思いますが、その辺りを慎重に判断した上で対応していかざるを得ないのかなというふうに考えているところです。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 最後に私、十数年前、富山県魚津市に住んでいた時に、それこそ町なかに熊が出て数日間大騒ぎになったことがあって、最終的には飲食店の角で射殺されたんです。

本当に怖かったですし、青森市でも想定されるような事案だと思いますので、なるだけそういう意味では、国にも早くその辺を定めていただくよう要望して下さるようお願いいたします。

以上です。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 昨日も浪岡で、9か所ですか、市街地のほうで熊が出たというニュースで本当に怖いと思うんですけれども、緊急に町なかで目撃とかが頻繁に起こった場合、注意喚起というか市民へお知らせするというような体制というのは何か取られているんでしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 先ほども御説明したとおり、まず現場周辺の住宅地なり、小・中学校を含めたそういった教育関係施設も含め、我々としては、まずは一報として、周辺に出発していますということで注意喚起を促すための情報は、チラシを含めて常にやっているところであります。

ただ、後ほど浪岡振興部から御説明があるかと思いますが、時間帯によってかなり移動しているということもあって、多分警察——青森南警察署のほうで追跡しながら、危なくなならないような形でパトロールの強化をされていたということもありますし、浪岡振興部総務課で、広報車なり、あとは防災無線とかを使いながら広報していたということは伺っているところであります。

〔小熊ひと美委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山田委員。

○山田千里委員 今の御発言の中で、日頃からチラシを配っているというお話だったんですけれども、現在、熊が出たらこういうふうにしてくださいよという、この注意喚起フローというのは、配って周知をしているのでしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 今回作成させて頂いた対応マニュアルにつきましては、あくまでも職員がどういう動きをするかということ、あとは関係部署にどういう連絡を迅速かつ円滑にやるかということをも明確化したものでありまして、基本的には一般の市民の方に公表、あるいは配布するということは、今のところは考えてはいない状況であります。

ただ、市民の皆さんも御心配のところはあろうかと思いますので、フローチャートみたいな形で、より分かりやすい形で公表していきたいというふうに考えております。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 それこそ、昨日の浪岡の熊の被害で、個人的なことなんですけれども、義理の母が浪岡のちょっと近いところに住んでいましたので、連絡したら、新聞も取っていないし、携帯もそんなに见られる年でもないのに、全然知らなかったんです。そういう高齢者とか、農作業する方に向けての注意喚起というのは、今後もやっていくという対策はありますか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 先ほど御説明したとおり、広報車の音声とか、防災無線を使っても、どうしても聞こえない方もいますので、我々行政側で全てそういった個別案件に対して全てができるということはやはり難しいところがあると思いますので、そういったところは、例えば町会長を経由してとか、御近所からの御連絡も含めて可能な限りそういった形で対応していただくよう、お願いせざるを得ないのかなと思っております。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 マニュアル、昨年の八甲田の事故を受けて改訂に取り組んでいたでいて、対策フローもしっかり整理されていて非常にいいのかなと思っています。

1点気になっているのが、マニュアルの4ページの「(クマの処分)」の3に、「人身被害が発生した場合、捕獲したクマが、人身被害を与えた個体であるかどうかの確認の実施について検討する。」という一文が入っておりまして、恐らく捕まえた個体が、例えば人身被害を起こした個体であればそれで事案が終息したというふうに言えるので、住民の方も被害が発生した場合に非常に安心ができるということだと思います。

ただ、次のページ、「(緊急時の対応)」に、現地の調査をしてということが書いてあるんですが、あとはフローのほうにも現場の状況を調査してというところがあるんですけども、被害を起こした個体かどうかというのは、状況調査の際に例えば熊が残した毛であるとか、物を食べたのであればその唾液などが残っていると思うので、そういったものの資料をしっかりと取っておかないと、その後、人身被害を与えた個体かどうか確認ができないと思うんですが、状況調査におけるそういった遺留物の採取というのは、どのように想定されているのかお示してください。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 昨年度も人身被害を起こした熊かどうかということについて、個体の特定ができなかったのが事実であります、個体を特定するためには、DNA鑑定、そういった生物化学調査をしていかなないとなかなか個体の特定には至らないということは承知しております。

ただ一方で、DNA鑑定につきましては、青森警察署のほうに御相談をさせていただいているんですが、やはり人の被害といっても、相手が動物だということもあって、青森県では熊をDNA鑑定した事例もないし、具体的なDNA鑑定の方策も含めてまだ確立してないということもありまして、現時点では難しいという判断をしているというふうに聞いております。

したがって、我々としては殺処分を最終的にする形になるんですが、食べ物が口の中に残っていたとか、そういったところから実際に、その個体が被害を与えたのかどうか、それは現場との整合性を見た上で判断せざるを得ないということで、そういったところは猟友会に協力いただきながら、現時点でできることは、そこまでの判断で対応せざるを得ないというふうに考えています。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。やっぱり警察、市だけで例えば、DNA鑑定をするというのは当然難しいことで、警察のほうともできる限り協議をしましたが、現実には様々な問題があるということでした。

本当にそこら辺までしっかり検討していただいてマニュアルを作っていただいているので、これから事案が発生した際には、今の体制で、しっかり対応できるものになっているかなと思います。

熊の被害というのは、これからどんどん恐らく増えていくだろうと思いますので、これからもその事案に応じてマニュアルを見直ししながら、しっかり対応していただければと思います。

以上です。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 やっぱり猿とか様々、イノシシ、イタチの農作物被害と違って、熊の被害というのは命に及ぶということで、大変大事な対策になると思います。

先ほどのところとつながるんですが、町場とか住宅地近くに熊が出没した、また家の小屋とかに出てきたとか、いきなり殺処分というふうな流れには、今のお話を聞いているとなりにくいと思うんですけども、住宅地なりで見かけた時には、追ひ払いを主にするというのでしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 仮に殺処分という形で判断したとしても、まずは、ライフルじゃないと撃ち殺せないという問題もあって、警察官の持っているピストルだと、皮膚がかなり分厚くて毛が厚いので、簡単に言えば死なないというふうな状況になるんですが、逆に言うとライフルで打つということは、万が一熊に当たらなくて別の場所に当たった場合、相当の被害を与えることが懸念されるということもありますので、我々としては殺処分するとしても、周辺環境に安全でない場所ではやれないだろうというふうなこともあって、まずは追払いをして山に帰っていただくと。そういうようなところをまず徹底的にやることと、あるいはパトロールして周りに近づかないというふうなことを周知徹底することが大事なかと考えております。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

危険な状態になった時には、先ほど説明があったとおり警察官は射殺することができるとあったんですけども、通常はピストルしか持っていないので、殺処分に移行する場合にはライフルだなと。そうすると、やはりライフルを持っている、県警だと思うんですけども、県警のほうではそういう体制も——猟友会の方々も人手不足とか、高齢化もあるかと思いますが、いざというときの体制、猟友会プラス県警のほうでもそういった体制をとっていただくように要望いたします。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 今ほど、浪岡の熊の話も出ましたので、ここで昨日の状況を説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○関貴光委員長 はい。

○奈良英文浪岡振興部長 資料をお配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○関貴光委員長 はい、事務局お願いします。

〔資料配付〕

○奈良英文浪岡振興部長 昨日の浪岡地区での熊の目撃情報について御説明いた

します。

資料の1枚目が概要で2枚目が地図になっております。

まず、「1 目撃情報」になりますが、昨日の午前8時25分頃、浪岡福田一丁目の住宅に隣接する個人宅の畑から浪岡駅方向に向かう体長約1メートルの熊1頭が目撃されまして、8時43分頃には浪岡川から浪岡病院方向へ、8時46分頃には浪岡緑道公園付近、そして9時22分頃に、道の駅アップルヒル付近の杉沢地区というところから、北方に向かっているという情報が得られました。その後、午後になりまして、14時35分頃、最初の目撃地点のほうから約4キロメートルほど離れた吉野田地区というところで、下石川方面——五所川原と隣接している地区になりますが、五所川原市方向へ向かっていく体長1メートルの熊1頭が目撃されておりますが、いずれも被害はなく、この14時35分以降の目撃情報は寄せられておりません。

「2 対応状況」になりますけれども、本市では情報を受けまして、マニュアルに基づきまして、目撃地点付近に広報車を出動させて注意喚起の放送と、パトロールを実施したほか、浪岡地区にあります防災行政無線を使いまして、午前2回、午後3回、注意喚起の放送を行うとともに、市のホームページ及びSNSでも情報発信しました。また、目撃された地点5か所につきましては、職員が注意看板を設置したところであります。

今のところ、人的及び物的被害は確認されておりましたが、引き続き状況を注視し、注意喚起に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの説明についても、改めて御質疑・御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市清掃工場破碎選別処理施設の再稼働について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 青森市清掃工場破碎選別処理施設の再稼働について御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

昨年度実施しました青森市清掃工場火災対策整備工事につきましては、火災を起こさない、火災が発生しても被害を極小化できる施設として、令和6年7月より工事に着手し、令和7年3月までに新しい設備機器の取り付けを終え、各設備の仕様及び機能の確認を行ったところです。

その主な対策内容であります。1つに、火災検知器及び消火散水ノズルの増設、2つに、コンベヤベルトの材質を難燃性ゴムから金属製へ変更、3つに、コンベヤへの緊急排出シュートの新設などの機能強化をしたものであります。

再稼働に向けたスケジュールにつきましては、令和7年4月から、市内のごみステーションから回収しました不燃ごみを用いた性能確認としての試運転を現在、進めているところであります。

なお、試運転に当たっては、リチウムイオン電池の混入防止に係る火災対策として手選別工程を新たに導入する等、安全かつ適正な運営を実施していくための運転マニュアルの作成を行っているところであります。

今後は、各設備及び手選別の導入効果等を確認後、運転マニュアルに反映させた上で、令和7年7月頃からさらなる検証と習熟運転を行うこととし、令和7年10月に、正式に稼働再開する予定としております。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 工場の破砕選別処理施設再稼働、何年も使えなかったということで、この対策工事があったわけです。

火災になった原因は、明確には確認されなかったんですよね。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 明確といいますか、リチウムイオン電池が発生原因だということでは確定しました。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 そうすると、このリチウムイオン電池の収集を含め、マスコミでもよく収集車にリチウムイオン電池があると火災するとあるんですけども、本市のリチウムイオン電池の分別収集の基本的な流れを教えてください。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 本市では、小型の家電製品を含めまして、市民センターを含めた拠点回収というふうな形で現在行っているところであります。

ただ、リチウムイオン電池がどういう製品に含まれているかというのがまだまだ皆様に周知徹底されてないというか、分かっておられない方も多くて、どうしても燃えないごみの日に、例えば最近だと、電子たばことか、そういったものも捨ててしまわれるというふうな形になっています。

したがって清掃工場では、先ほど御説明したとおり、一度そういった不燃物については、現場では台車のようなところにまず上げて、そこから手選別でリチウムイオン電池が含まれている小型家電の中身を全てチェックし、取り除いた形で破砕処理機に投入しているというふうな形にしております。

リチウムイオン電池につきましては、別途費用がかかって、別の形で処分することになっておりまして、本市でも最終処分場に捨てるという方法もあれば、他の民間処理施設に搬入せざるを得ない形をとっているというふうなことで、両にらみで今、進めていて、現場ではまず手選別を主流で進めていると。これは全国的にもそ

ういった状況がありまして、分別の段階で市民の皆様にまず御協力していただいて、それでもどうしてもならないというところは、現場のほうで手選別をしているということでもあります。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

すみません、リチウムイオン電池、原因が明快だった。結構、何度か火災があつて、1回目、2回目、よく原因が分かんないということは確かあったと思って勘違いしました。

確認なんです、処理施設の工事代金、10億8130万円、大きな額ですけども、持ち出しの配分は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と本市と、契約だから全部市が持ち出して、三菱エンジニアリングでは負担なしなのでしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 施設そのものの財産区分といたしましては、これは本市の施設になりますので、今手元に割合はないんですが、大部分が火災保険での対応にしています。

一方で、三菱重工側が全く負担をしてないというわけではなく、将来的には先ほど御説明した手選別の業務量が増えるということもありまして、三菱側として1億1000万円ほどを拠出しているという形で対応させていただいております。

〔山本武朝委員「そこが聞きたかったです、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「可燃ごみの排出状況について」、報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 令和6年度の可燃ごみの排出状況がまとまりましたので御報告いたします。

資料左上の「表1）令和6年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が、令和6年度の排出状況となっております。御覧いただいているとおり、青森地区・浪岡地区・広域町村の合計は7万7845トンとなり、前年度の7万9415トンと比較して1570トン、約2%の減少となったところであります。

次に、資料右上「表2）家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」を御覧ください。これは、過去2か年度の可燃ごみの排出量を、家庭系及び事業系別にまとめたものでありまして、記載のとおり結果となっております。

次に、「表3）可燃ごみの年度別排出状況」を御覧ください。こちらは、青森地区・浪岡地区・広域町村の年度別の排出状況の推移を比較したものとなっております。

次に、「表 4）令和 2 年度以降の可燃ごみの減量目標（青森地区＋浪岡地区＋広域町村）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでおります部分が先ほど御説明しました令和 6 年度の結果となっており、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間の減量実績の合計は 1 万 175 トンとなりました。その結果、青森市清掃工場の年間計画処理量であります 8 万 4567 トンに対して、6722 トンの余裕が生じており、浪岡地区を含めた市内全ての可燃ごみにつきまして、青森市清掃工場で安心して処理することが可能となったところがあります。

最後に、資料の表 2 の右隣にあります、「参考）一般廃棄物の排出及び処理状況」を御覧ください。

こちらは、環境省が毎年実施しております一般廃棄物処理事業実態調査のデータに基づき、可燃ごみのほか、不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ等を含めたごみの排出・処理状況につきまして、全国平均、青森県平均と比較したものであります。赤い太線で囲んでいる部分が本市の状況となっております。

なお、国の調査結果は令和 5 年までしか取りまとめられていないことから、令和 6 年度の数値は、本市のみの排出・処理状況となっております。

これまでの、市民の皆様お一人お一人のごみ減量化・資源化に向けた行動が可燃ごみの排出量の減少へとつながり、また、一人一日当たりのごみ総排出量は、前年度に引き続き 1000 グラムを下回ることとなりました。

結果、ごみ総排出量は県平均を下回ることとなっておりますが、依然として全国平均を上回っておりまして、リサイクル率につきましても、県平均を上回っております。今後も、各種取組を行いましてごみ減量化・資源化に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「統合新病院に関する懇談について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 統合新病院に関する懇談について御報告いたします。

資料を御覧ください。

浜田地区にお住まいの方を対象とした統合新病院に関する懇談につきましては、去る 5 月 14 日、浜田ニュータウン町会、浜田青葉台町会の住民及び周辺の町会長等 51 名の方に御参加いただきまして、本年 3 月 28 日に策定した共同経営・統合新病院に係る基本計画に関する説明及び意見交換を目的に実施いたしました。

当日は、県・市からの主な説明として、共同経営・統合新病院に係る基本計画及び浜田中央公園の活用について御説明したほか、昨年度実施した地質調査の結果と今後の対応方針について御報告いたしました。

一方、参加者からの主な御意見といたしましては、浜田中央公園への病院棟整備

に関する御意見、騒音や振動、地盤沈下等の生活環境の変化に関する御意見、今後の住民懇談に関する御意見をいただいたところでありますが、今回の懇談を通じまして、基本計画でお示した現在の敷地利用計画については、今後も引き続き、多くの御理解をいただけますように説明に努める必要があるものだと受け止めております。

今後につきまして、事業の進捗に応じて地域の皆様と適宜情報を共有しながら取り組んでいく必要があるものと認識から、説明会等を検討していくことを想定しております。説明すべき内容やタイミングによっては、対象者を限定することもあると想定しております。引き続き丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 主な御意見等で3つ挙げられているんですが、すごく漠然としていて、どういう内容だったかというのは公表される予定はあるんでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 町会の個人の方々からの御意見ですので、詳細についての公表ということは想定しておりません。

ただ、意見については、もちろんお伝えする必要があるればお答えさせていただきたいと思います。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 ちなみに、騒音や振動、地盤沈下等の生活環境の変化に関する御意見に対して市側からどういう回答があったんでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 説明が不足しているところもありますので、今回の御意見について、ざっとですが私のほうから補足させていただきたいと思います。

浜田中央公園への病院棟整備に関する御意見につきましては、今回、私どものほうから、事業費と工期というふうなことを考えますと、やはり浜田中央公園を活用した利用というのは、非常に選択しにくいと。困難であるというふうなことをお伝えさせていただきました。もちろん、地域の住民の方にとりましては、それが最もいい解決策だというふうなお気持ちから、この部分については納得できないという御意見が多々ありました。

ただ、私どもとすれば、市民・県民、全ての方に多く納得していただく必要があるという中で、スケジュールと事業費が増えることについては、選択しにくいということを改めて申し上げさせていただいたところです。その中で、地域の皆様が思われていることが、この騒音・振動・地盤沈下という具体的な項目の部分になっております。この部分については、工事の基本設計でありますとか、詳細設計の中で、工事の工程、もしくは、建物を建てるために、いつの時点で何を決めていくのか、

こういうスケジュールが、これからの基本設計の中で明らかになってくるものですので、それを決めてしまうということではなくて、決める段階においても、必要な方々から、地域の皆様とお話させていただいて、これを共有して、御意見をいただいで反映していくというふうなことをさせていただきたいということで、今後のスケジュール等も含めて地域の方にお話させていただいたところです。また、それに当たっては、町会長を通じてお話させていただきたいというふうなことで説明させていただいたところでもあります。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 今後も説明会を行っていく予定があるということで、検討していくということでしたけれども、対象者限定というのは具体的にどういう内容になるのでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 基本設計の段階に入ってまいりますので、全体的なイメージ等について、もちろん議会を通じながら皆様のほうにお示ししていきます。

しかしながら、ものによっては、工事の地盤沈下・騒音、これらは対象が限られてまいります。これを全て2つの町会ということではなくて、その案件に応じて、地域の方——もちろん、納得されるように範囲を絞るということではなくて、きちんと必要な方にお話しできるような、そういう意味合いで絞っていく場合もあると考えております。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 納得していただくように十分に説明をお願いします。

○関貴光委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 全体で何件ぐらい御意見が出ましたか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長、

○今国弘市民病院事務局長 参加されている方が51名なのですが、発言される方は十数名であります。

納得できない方は繰り返しお話されますので、そういう意味では時間はかかるものの、やはり、丁寧な説明——その場で私どもも、新しい結論を出してお話しできるものではありませんので、時間はかけても御納得いただけるように努めているところであります。

〔小豆畑緑委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 地元の方が一番気にされていること、一番というか幾つかあるけれども、多かった御意見というのはどういう御意見なのでしょう。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 やはり主な御意見として御紹介させていただいております、具体的な騒音でありますとか振動・地盤沈下等という、自分の生活の環境

に与えることというふうなことが、懸念される根本の部分であろうと感じております。その上で、浜田中央公園に建てていただきたいという、彼らの解決案というふうなことで関連しているというふうに受け止めております。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 浜田中央公園に建ててほしいというのは、浜田中央公園に建てていただければ、騒音や振動が軽減するというような発想ということになるのでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長、

○今国弘市民病院事務局長 今回の基本計画の中でお示ししている施設の利用計画の中で、建物を建てるのに近いところにお住まいの方々が直接的な被害を懸念されていらっしゃる。そういう方々が、場所が離れますと、そういうふうな形で軽減されるんじゃないかというふうなことでの御懸念と。我々とすれば、もちろん法律に従って、規制等を遵守して適切に対応することと、全国的にもそういう騒音、苦情等がありますので、それを解決できるような丁寧な現場の進め方、工事の詰め方に努めていきたいということで御説明させていただいたところであります。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 あと道路の拡幅も必要ではないかというふうに見受けられるんですけれども、立ち退きとか、そういうこともお願いする事態になるかもしれない、そういう方からの御意見は何かありましたか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 今回の事業の中で、立ち退きはあるんですかというふうな御質問は1件ありました。

しかし、道路を拡幅するという事業でありますので、まずは皆様をお願いをするというふうなことで、御理解を求めてまいりたいというふうなことでお答えさせていただいているところであります。

〔小熊ひと美委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 都市公園を活用した遊び場の事業、今年度始まったこの事業に関して市民グループの方から、問合せとか、どこまでお話されたか分からないんですけれども、法人でないと参加できなかったという声をいただいたんですが、やっぱり法人じゃないと参加できないということで進められているのでしょうか。その

理由とかお知らせください。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 今回行っている事業が、青森市交流・体験型遊びの環境創出モデル事業という事業になります。この事業は、今回、市が初めて行う事業で、そしてモデル事業でもあることから、法人格を持つような組織が持つ経験であったりノウハウであったり、組織力、そうしたものをこちらで期待しまして、今回は法人格ということで募集したという内容になります。

今年度、モデル事業ということですので、今回行った事業の概要をこの後検証しまして、今後どうやっていくかというところの検証することになるかと思っております。

以上です。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もう既に進んでいるお話というふうに聞いていたので、今後ぜひ継続していただきたい事業でもありますし、そういう意味では、市民参加も視野に入れた御検討をよろしくお願いします。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)